

(控)

損害賠償請求事件

原 告 神戸市湾岸開発株式会社

被 告 中島興業株式会社 外 1 名

準 備 書 面 (2)



平成 28 年 8 月 2 日

神戸地方裁判所第 5 民事部 1 B 係 御中

原告 神戸市湾岸開発株式会社
代表取締役 篠田 荣太郎

第 1 被告らによる不法行為発覚後のこと

原告代表者は、平成 27 年 7 月 10 日前後、板谷から、奥村組土木からの 1 億 7500 万円の報酬金のうち、5000 万円しか受け取れていないことを聞いた。原告代表者は、少なくとも 2540 万 1600 円（当時の認識。実際の金額は 2812 万 3200 円。）については、原告から被告中島興業を経由して板谷に渡っていると考えていたので、そのお金が板谷に渡っていないと知つて、非常に驚いた。

原告代表者は、板谷に対して、至急被告松岡に連絡をして、事情を聞くようアドバイスした。

板谷は、被告松岡に連絡をした。板谷と被告松岡が話をした後、平成 27 年 7 月 15 日、原告代表者は、板谷と被告松岡と 3 人で、ホテルオークラ神戸の「葵の間」で面談した。面談の席上、被告松岡は、当初は、奥村組土木には、原告、ひいては板谷に対する報酬金に未払いはないという言い方をしていたが、最終的には、支払っていないことを認めた。

被告松岡は、報酬金を一部しか支払っていないことを認め、後日、きちんと回答をするとおきながら、その後、板谷や原告代表者からの連絡には答えようとしなくなった。

第 2 求訟明の申出

被告ら、特に被告松岡は、平成27年7月15日にホテルオークラ神戸の「葵の間」で原告代表者と板谷と面談した事実を認めるか、認否を明らかにされたい。

もし、認めるのであれば、被告らの主張によれば、全く関係がないはずの板谷と、どういった趣旨で会ったのか、明らかにされたい。

もし、会っていないというのであれば、原告は、平成27年7月15日当日、「葵の間」を予約したのが何者なのか、また、同日の「葵の間」の利用料金について領収証を発行したのかどうか、発行したのであればその宛名はどうなっているのかについて、ホテルオークラ神戸を嘱託先とする調査嘱託の申立てを行う所存である。

以上